

# 「足場からの墜落防止措置の効果検証 ・評価検討会」報告書について

厚生労働省 労働基準局  
安全衛生部 安全課 建設安全対策室  
主任技術審査官 吉田哲

## 1 検討会について

足場からの墜落による労働災害防止対策については、平成21年3月に労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）の一部を改正するとともに、「足場等からの墜落等に係る労働災害防止対策の徹底」（平成21年4月24日付け基安発第0424003号、以下「安全衛生部長通達」という。）に基づき、安衛則の確実な履行と併せて実施することが望ましい「より安全な措置」を示し、その普及に努めているところであります。

この度、今後の足場からの墜落防止対策の推進に資することを目的として「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会」を開催し、足場からの「墜落・転落」による災害の分析、関係団体や労働者からのヒアリング、これらを踏まえた安衛則等に基づく措置の効果について検証・評価を行いました。

## 2 墜落防止措置の効果についての検証・評価

平成21年度に発生した高さ2m以上の足場からの墜落・転落災害490件について、安衛則や安全衛生部長通達に基づく墜落防止措置の実施状況や、足場から身を乗り出して作業を行う等の不安全行動の有無、作業床の緊結不備等の構造上の問題の有無を中心に分析を行うとともに、足場の点検、足場の組立て等作業主任者の選任状況等についても併せて分析を行うことにより、安

衛則や安全衛生部長通達に基づく墜落防止措置の効果について分析を行いました。

なお、分析は、安衛則の各条文の適用に鑑み、「組立・解体時における足場の最上層からの墜落・転落災害」と「それ以外（通常作業時等における墜落・転落災害）」に分けて行っています。

（1）組立・解体時における足場の最上層からの墜落・転落災害について

①安全帯の使用等の安衛則第564条第1項第4号に基づく墜落防止措置について

組立・解体時における足場の最上層からの墜落・転落災害は90件あり、そのうち、安全帯の使用等安衛則第564条第1項に基づく墜落防止措置が不十分なものが84件と約93%を占めました。また、措置がなされていた、残り6件についても、そのうち4件については不安全行動や作業床の緊結不備等が認められました。このため、安衛則に基づく措置の効果は高く、引き続き措置の徹底を図ることが必要であると考えられます。

②足場の組立て等作業主任者の選任状況等について

高さ5m以上の足場の組立・解体等を行うに当たっては、必要な資格を有する作業主任者を選任し、労働者の指揮等を行う必要がありますが、平成21年に足場の組立・解体等において発生した14件の死亡災害を見ますといずれも作業主任者の選任がなかったり、職務の一部又は全部を怠ってい

たことが疑われる事案でありました。このため、安衛則に基づく墜落防止措置と併せて作業主任者の選任とその職務の履行などを徹底する必要があると考えられます。

## (2) 通常作業時等における墜落・転落災害について

### ①手すりの設置等の安衛則第563条第1項第3号に基づく墜落防止措置について

高さ2 m以上の足場からの墜落・転落災害490件のうち、組立・解体時の最上層からの災害90件と一側足場（安衛則第563条第1項第3号の適用がない）からの災害86件を除いた314件の墜落・転落災害を見ると安衛則第563条第1項第3号の措置を実施していなかったものや不十分であったものが276件と約88%を占めていました。また、措置がなされていた18件についてもそのうち、16件については、不安全行動や床材の緊結不備等が認められました。このため、安衛則に基づく措置の効果は高く、引き続き措置の徹底を図ることが必要であると考えられます。

### ②部長通達に基づく「より安全な措置」について

部長通達に基づく「より安全な措置」は、安衛則第563条第1項第3号の措置に加え、上さん（わく組足場の場合）や幅木（わく組足場以外の場合）などを設置するものです。分析を行った災害のうち、安衛則第563条第1項第3号の措置を実施していたものの、部長通達に基づく「より安全な措置」を実施していなかったものは15件ありましたが、「より安全な措置」を実施していれば防ぐことが出来たことが明らかな災害はありませんでした。このため、「より安全な措置」については、最低基準として義務付けるまでの必要性はないものの、望ましい措置として、引き続きその普及を図ることが適当であると考えられま

す。

### (3) 手すり先行工法について

組立・解体時における足場の最上層からの墜落・転落災害90件のうち、手すり先行工法を採用していたものは4件（約4.4%）ありました。

厚生労働省が平成22年4月に公表した調査結果において、手すり先行工法は調査対象とした建設現場の約31%で採用されていたことが判っていますので、この普及率を踏まえると、災害防止効果の高い工法であると窺えます。

しかしながら、手すり先行工法を採用していたにも関わらず災害に至った4件のうち、3件については不安全行動や作業床の緊結不備等の問題が認められましたので、手すり先行工法の普及に当たっては、適切な作業手順を徹底についても併せて指導することが必要であると考えられます。

## 3 まとめ

安衛則等に基づく措置の効果について検証・評価を行った結果、その効果は高いと考えられ、直ちにその強化を図る必要はないが、その措置の徹底を図るとともに労働災害防止効果について継続して検証を行うことが適当であると考えられます。

また、安衛則等に基づく措置を実施していたにも関わらず、不安全行動や作業床の緊結不備等の問題から災害に至っている事案も見られることから、次のような対策の推進が必要であるとされました。

- ①組立・解体時の最上層からの墜落・転落災害の防止については、作業主任者の選任及び職務の徹底、作業手順の徹底、労働者に対する教育、手すり先行工法の更なる普及等
- ②通常作業時等における墜落・転落災害の防止については、臨時に取り外した手す

り等の復旧、足場の点検の実施、労働者 置等  
に対する教育、適切な数の昇降設備の設